

## 別表十七（三）付表一の記載の仕方

- 1 この明細書は、内国法人が措置法第66条の6第14項（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「直接5」の各欄は、措置法第66条の6第2項第1号に規定する外国関係会社（以下この記載要領において「外国関係会社」といいます。）の同号イに規定する居住者等株主等（以下4までにおいて「居住者等株主等」といいます。）の当該外国関係会社に係る同項第1号イ(1)に規定する直接保有株式等保有割合を記載し、「間接6」の欄は、当該外国関係会社の居住者等株主等の当該外国関係会社に係る同号イ(1)に規定する間接保有株式等保有割合を記載します。この場合において、これらの割合の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。
- 3 「直接7」の各欄は、外国関係会社の居住者等株主等の当該外国関係会社に係る措置法第66条の6第2項第1号イ(2)に規定する直接保有議決権保有割合を記載し、「間接8」の欄は、当該外国関係会社の居住者等株主等の当該外国関係会社に係る同号イ(2)に規定する間接保有議決権保有割合を記載します。この場合において、これらの割合の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。ただし、同号イ(1)又は(3)に掲げる割合が100分の50を超える場合には、当該記載及び添付を要しません。
- 4 「直接9」の各欄は、外国関係会社の居住者等株主等の当該外国関係会社に係る措置法第66条の6第2項第1号イ(3)に規定する直接保有請求権保有割合を記載し、「間接10」の欄は、当該外国関係会社の居住者等株主等の当該外国関係会社に係る同号イ(3)に規定する間接保有請求権保有割合を記載します。この場合において、これらの割合の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。ただし、同号イ(1)又は(2)に掲げる割合が100分の50を超える場合には、当該記載及び添付を要しません。
- 5 「14」から「16」までの各欄は、措置法第66条の6第1項第4号に規定する同族株主グループに属する者の外国関係会社に係る同項第1号イからハまでに掲げる割合を記載します。この場合において、これらの割合の計算に関する明細を記載した書類及び措置法規則第22条の11第48項第5号（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）に掲げる書類を添付します。
- 6 内国法人と外国関係会社との関係を系統的に図示した書類（以下6において「出資関係図」といいます。）を添付した場合には、この明細書の各欄に記載すべき事項及び2から5までの規定によりこの明細書に添付すべき書類に記載すべき事項のうち当該出資関係図にその記載があるものについては記載を要しません。
- 7 内国法人が措置法第66条の9の2第14項（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載します。